



今月のことば

monthly word

## 私の目指す弁理士像 2

日本弁理士会 副会長

高橋 英樹

いつ頃なくなってしまったのか定かでないのだが、パテント誌には、以前「私の目指す弁理士像」というコラム欄があった。適当にピックアップされてしまった若手弁理士がその執筆を依頼されていたのだろうと思うが、かくいう私もかつて、いやいやながらその欄への寄稿をした経験がある。以下はその一部の抜粋である。

『本題である理想の弁理士像であるが、端的に言えば「取り扱う業務についてはプロであること」と考えている。出典は忘れてしまったが、「他人に驚きを与えられるのが『プロ』である」という定義を読んだことがある。』

平成6年合格なので、今年で登録から節目の20年。合格時には予想だにしていなかった副会長を拝命して、今回奇しくも再びコラムを担当する羽目に陥っている。先の寄稿は十数年前のものであるが、当時はまだ、外国出願ですら特別感のある業務であり、一般的な特許事務所の業務は圧倒的に国内明細書の作成であったように記憶している。私自身、取り扱う業務は殆どが国内権利化に関わるものであり、「これはすごい！」とクライアントを驚かせるような明細書を書くことこそが弁理士に与えられた使命であると考えていたように思う。

私自身もそうなのだが、弁理士を目指して特許事務所に転職してくる人種は、大概職人気質に長けている。コツコツとした物作りが好きで、細部に拘りがあり、ちょっとした美学を持っていたりする。もともとの日本人气質とも重なるのであろうが、この種の人間にとって明細書は、つい興味心をくすぐられてしまう対象である。これを極めることが使命であるならば、好きなことが仕事になることであり、それは恵まれたことなのだろうと思う。振り返ってみれば、『プロ』の明細書職人

を目指して担当者に徹していた当時は、「これが俺の作品だ！」みたいな思いを込めて一つ一つの明細書を仕上げることでとても充実した満足感を得ていたように思う。

さて、ご承知の通り、本年度先の通常国会では弁理士法の一部改正案が可決成立し、弁理士法1条に使命条項が創設された。新旧1条は下記の通りである。

(旧1条)

『この法律は、弁理士の制度を定め、その業務の適正を図ることにより、工業所有権の適正な保護及び利用の促進等に寄与し、もって経済及び産業の発展に資することを目的とする。』

(新1条)

『弁理士は、知的財産に関する専門家として、知的財産権の適正な保護及び利用の促進その他の知的財産に係る制度の適正な運用に寄与し、もって経済及び産業の発展に資することを使命とする。』

新たに創設された使命の対象は、「工業所有権」ではなく「知的財産権」である。しかも、「権」に限らない「その他の知的財産」に係る制度までもがカバーされている。更に、旧法では、経済及び産業の発展に資する主体が弁理士制度を定める国家であるところ、新法では、紛れも無くその主体が『弁理士』である。もはや、弁理士に対する社会の要請は、明細書職人の枠を大きく超えてしまったようである。

この四月から副会長に就任して最も強く感じたのは、日本弁理士会はこんなにも多岐にわたる活動をしていたのか、という点である。弁理士に対する社会の要請が「工業所有権」の保護利用に留まっていなかったことを端的に表す一つの事象であろう。

ご承知の通り当会には8人の副会長が居り、そ

れぞれが分担して委員会等の内部組織を担当している。また、それぞれの委員会等には関連する外部団体がリンクされており、個々の副会長は、リンク先の外部団体に対するインターフェースとしての役割も担うことになっている。私の担当に限っただけでも、日本弁理士会は、特許庁や裁判所の関係先の他に、日本知財学会、発明推進協会、国際知的財産保護協会(AIPPI)、国際知的財産保護フォーラム(IIPPF)、コンテンツ海外流通促進機構(CODA)、世界税関機構(WCO)、外務省、東京税関など数多くの外部組織との間で連携を構築し、工業所有権の枠にとどまらない領域で、知的財産に関する制度の普及や利用促進を目的とした各種活動を行っている。

私の担当する委員会の一つに「貿易円滑化対策」と題された委員会がある。名前からは内容が判りにくいのだが、模倣品の水際対策に特化した委員会である。水際対策の実効性を高めるには模倣品生産国との協力が大切であるところ、仮に模倣品委員会としてしまうと相手国での受けが悪かろう、との配慮によるものなのだと教えて頂いた。委員会の活動は積極的かつ活発である反面、水際対策は、まだまだ弁理士一般に広く意識されていないのが現実ではないかと思われる。実効性も高いことから、新たに創設された使命の下、弁理士はもっともっと積極的にこの領域に関与していくべきではないだろうか。

「知財経営コンサルティング」と題された委員会も担当委員会の一つである。かれこれ十年ほど前になるであろうか。とある大手のコンサルティング会社の提供による、弁理士を対象としたコンサル能力研鑽プログラムに参加していた時期がある。「コンサルは弁理士業務としてはなかなか難しいのでは？」というのが当時の正直な感想であった。本年度は、全くの予備経験なく当委員会の担当を仰せつかったのであるが、さすがにコンサルティングを志す面々である。老若男女、様々なコンサル手法をサラッと使いこなす弁理士がそこに居て少なからず感銘を受けてしまった。この分野もまた、弁理士に広く意識されるには至っていないが、中小・ベンチャーに対する相談業務の要請に応えるとすれば、弁理士が磨くべき重要な能力の一つではないだろうか。

このように、平成6年の合格当時に比べて、弁理士に対する社会的要請の幅は格段に広がっており、また、要請に応えるための準備の場も着々と整備されている。一方で、コア業務である特許の権利化に注視すれば、業務の国際化、多様化、複雑化により、ミスのない事務品質を担保するための難易度は著しく高まっており、明細書職人の技を磨くだけで対処できるものではなくなっているのが現実である。社会からの要請に応え、また、クライアントからの要求に応えるには、磨くべきもの、やるべきことが山積みである。我が国には古来、武士道、求道心として、道を究めることに完成はなく、ずっと技を磨き続けていかなければならない、とする考え方がある。日本の弁理士たるもの、やはり弁理士道に邁進しなければならないのである。

さて再び、先に挙げた寄稿からの抜粋である。

『・・・今のこの「変化」の時代において弁理士として『プロ』を目指そうとすれば、いくらでもやるべきことはあり、きっとゴールはない。とすれば、過程を楽しみ、充実した日常を送るつもりで向上心を持続し、人間的な魅力や面白みのない弁理士にならないよう、その辺りのバランス感覚を失することなく、少しでも理想の弁理士像に近づけたら、と思う今日この頃である。』

十数年前の俺、なかなか良いことを言っているではないか！

弁理士として社会生活を送る中で常々感じていることなのであるが、我々の職業には、年齢性別を問わず、常に、いつまでも大きな可能性があり続けるように思う。現在齢50であるのだが、弁理士の世界ではまだまだ駆け出しのヒヨッコである。この年になっても未だ、社会人としての自分の将来がはっきり見えるに至っていない。ありがたいことに、今年は、副会長という職責の下で様々な経験をさせて頂いている。残り半年余り、まだまだ色々な体験ができそうである。この貴重な経験の後、今年度末にはどのような進捗が待っているのか我ながら楽しみである。それまでの間、日々弁理士道に邁進し、年季が明けた暁には、改めて自分なりの「理想の弁理士像」を考えてみたい、と思う今日この頃である。